

令和8年度版

大津市 おくやみガイドブック

◆ おくやみ窓口 ◆

ご遺族の各手続きに係る負担を軽減できるよう
庁内の手続きを1箇所で行える窓口です。

亡くなられた方についての主な手続きはP.3～4の「手続きチェックリスト」を
ご参照ください。該当するお手続きなどをご確認いただけます。

■ おくやみ窓口（本庁）の利用は、事前に必ず予約してください。

予約専用ダイヤル

☎ 077-528-2651 予約受付：
平日 午前9時～午後5時

〈おくやみ窓口ご利用の流れ〉

STEP 1

電話連絡…完全予約制です。上記電話番号までお電話ください。

STEP 2

持ち物の準備

…次ページの持ち物リストに記載の持ち物を可能な範囲でご準備ください。

STEP 3

予約当日…市役所本館1階戸籍住民課⑥番窓口までお越しください。

▶ 従来どおり、直接各担当課の窓口でも亡くなられた方についてのお手続きは可能です。

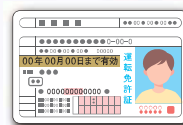
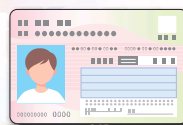
▶ 原則、当日のご案内の開始は予約時間からとなりますのでご注意ください。

おくやみ窓口にお越しいただく際の持ち物リスト

ご遺族の方のもの

【おくやみ窓口に来られる方】

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



【相続人代表者*】

- 預金通帳・認印
- 亡くなられた方との関係がわかる戸籍謄本等(お手元にお持ちのものがある場合)

※亡くなられた方の最新の戸籍謄本は、取得していただけるようになるまで日数がかかる可能性があります。

【葬儀の喪主】

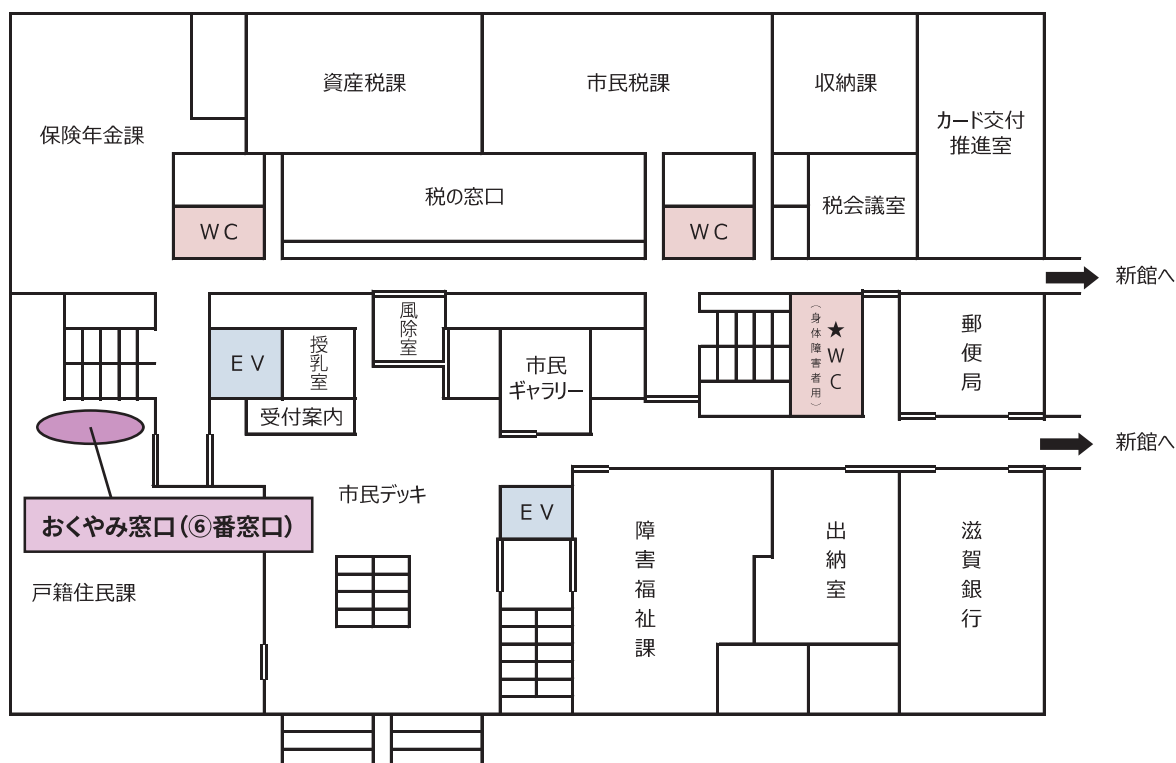
- 預金通帳(葬祭費の振込先口座)・認印(喪主のもの)
- 葬祭を行ったことが確認できる書類(葬祭の請求書、領収書や会葬御礼はがきなど)
(故人が国民健康保険加入者または75歳以上の場合は必ずお持ちください。)

※喪主以外が手続きを行う場合は【代理人が手続きを行う場合】にある持ち物をお持ちください。

【代理人が手続きを行う場合】

- 委任状(委任状の全項目を委任者本人が記入・自署してください。)
- 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

市役所本館1階



亡くなられた方のもの

※紛失したものは、手続き時に申し出てください。

- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
- 福祉医療費受給券、精神科通院医療費受給券または重度障害老人等福祉助成券
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等
- 印鑑登録証
- 亡くなられた方がご利用されていた水道施設等のご使用番号がわかるもの（検針票、支払済領収書）
- 原動機付自転車（原付バイク）や小型特殊自動車（農耕作業用車等）を廃車する場合は、大津市発行のナンバープレート
- （就学援助費を受給中の方）変更届

*相続人代表者とは

所有権や法定相続割合を決定するものではなく、あくまで市役所の手続きに限定し、故人の納税通知書・還付金等について責任を持って受取りや管理を行う相続人の代表者のことです。

※銀行、不動産などの相続人代表者とは全く別のものです。

遺言状、公正証書遺言がある場合や、相続放棄を検討されている場合は、申し出てください。手続きの進め方が大きく変わります。

市役所以外の手続きについて

年金の手続きについては、ほとんどの方が年金事務所での手続きが必要です。

下記電話番号へお電話いただきますようお願いいたします。

年金事務所 ☎ 077-521-1126 （自動音声①→②）

記入される前にお読みください

死亡に関する手続き用（市役所内）

※必ず委任者が全ての項目（委任者、亡くなられた方、代理人、委任事項）を自書し、
原本を提出してください。

※下記の委任行為、委任事項について委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので日中に
連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

委任状

(宛先)大津市長

令和 年 月 日作成

委任者（頼む方）

住所 _____

氏名 _____

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

日中に連絡が取れる
連絡先電話番号 _____

亡くなられた方のお名前（被相続人）

_____ の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方） ※代理人についても必ず委任者自身が記入してください

住所 _____

氏名 _____

生年月日 _____

委任事項（委任する事項の□に✓を付してください）

※下記の□に✓（チェック）がない場合、何も手続きができないため後日改めて再来庁する必要があります。

後期高齢者医療制度、介護保険、児童手当、福祉医療、障がい福祉、国民年金、
市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）に関する届出

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）の納付相談に関する権限

国民健康保険に関する届出及び受領に関する権限

上記被相続人の相続手続きに必要な戸籍（附票）の交付申請及び受領に関する権限

その他、所得証明書、固定資産評価証明書、住民票（除票）の写しの交付申請等を委任
したい場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

※申請時、目的・提出先・必要となった経緯等の記入を別紙に求める場合がございます。

ご遺族の方へ

この度のご親族さまのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

この「おくやみガイドブック」は、亡くなられた方に関する市役所での手続きと、市役所以外での主な手続きをご案内しております。

今後、ご遺族様等がお手続きを進める中で、本冊子がお手続きの一助となれば幸いです。また、大津市では「おくやみ窓口」を開設しており、市役所内における各種手続きをお手伝いいたします。どうぞご利用ください。

大津市役所

もくじ

手続きチェックリスト	p.3
各種手続き	p.5
市役所以外で行う主な手続き	p.43
戸籍の請求について	p.50
相続について	p.53
口座凍結解除について	p.55

インターネットからも必要な手続きが調べられます

大津市では、市民の皆様一人ひとりのライフイベントに合わせて、大津市で必要な手続きを案内するインターネットサービス「くらしの手続きガイド」を公開しています。ご家族がお亡くなりになった際に必要な手続きを洗い出すことができますので、ぜひご利用ください。

利用方法

- ①スマートフォンやパソコン等から、下記の「くらしの手続きガイド」のトップページに接続してください。そこから、「死亡」のボタンを選択して、手続きの洗い出しに進んでください。
- ②亡くなられた方に関する質問にお答えいただくことで、手続きの絞込みを行います。

「くらしの手続きガイド」(トップページ)

<https://ttzk.graffer.jp/city-otsu>



※ご利用は無料ですが、利用時にかかる通信料は利用者の負担となりますので、ご了承ください。

手続きチェックリスト

	確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.5
	後期高齢者医療制度に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
医療費助成	医療費助成を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
年金	老齢年金、障害年金、遺族年金を受給していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	年金の受給開始前に亡くなりましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
	障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
税金	大津市内に土地家屋を所有していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
	軽自動車や原付、農耕作業用車などを所有または使用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12
	亡くなられた方の口座で市税の口座振替をしていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.13
	納税義務者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.14
介護保険	介護保険被保険者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.15 ~16
高齢福祉	緊急通報装置を利用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.17
	高齢者の紙おむつ受給券の給付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
保健関係	指定難病受給者証の交付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.18
	肝炎治療受給者証の交付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	被爆者健康手帳の交付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.19
	結核患者票の交付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.20
障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.21
	自立支援医療受給者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.22
	障害福祉サービス受給者証、通所受給者証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	タクシー利用券、ガソリン助成券の助成を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

手続きチェックリスト

	確認事項(故人について)	チェック	該当ページ
障害	ストマ用具、紙おむつの給付を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.23
	特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.24
	特別児童扶養手当の対象児童、 または手当を受給している方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	児童手当を受給していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.25
	児童扶養手当を受給していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.26
	保育所等に入所している子どもの保護者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.27
	幼児教育・保育の無償化の制度を 利用している子どもの保護者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	市立児童クラブに通所している児童の保護者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.28
	就学援助費を受給していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.29
	市立小中学校に入学した子どもの保護者が亡くなり、 子どもの住所が変わりましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他	市営霊園を利用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.30
	犬を飼っていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	市営住宅にお住まいでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.31
	ごみ出し支援戸別収集サービスを利用していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.32
	ご家庭で不要となった物の処分をしますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.33
	浄化槽をご利用でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.34
	水道、公共下水道、ガスのご契約者(ご使用者)でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.35
	市内にある農地の所有者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.36
	市内にある森林の所有者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.37
	図書館で利用者登録をしていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.38
	119番緊急通報に登録していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.39
	法律相談等、相談したいことがありますか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.40 ~42

国民健康保険の加入者が亡くなられたとき

手続き内容

1. 資格確認書（お持ちの場合）を大津市に返還してください。※郵送手続き可
2. 保険料の精算（納付や還付）が生じる方や未支給の療養費や高額療養費等がある場合は、手続きが必要です。
3. 申請により葬祭を行った方（葬祭執行者・喪主）に一律 50,000 円の葬祭費が支給されます。

2. 該当される場合は別途ご相談ください。

持ち物

3. 葬祭費支給申請

- ① 葬祭を行ったことが確認できる書類
（葬祭の請求書、領収書や会葬御礼はがきなど）
- ② 振込先の通帳
- ③ 手続きされる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ④ 委任状（代理人による申請・受領の場合）
- ⑤ 亡くなられた方の資格確認書（お持ちの場合）

手続きができる人

2. 該当される場合は別途ご相談ください。
3. 葬祭執行者・喪主・代理人

手続き期限

1. 速やかに
2. 該当される場合は別途ご相談ください。
3. 葬祭を行った日の翌日から2年以内

窓口

本庁本館1階
保険年金課

☎ 077-528-2750

各支所

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の加入者が亡くなったとき (75歳以上または65歳～74歳で一定の障害をお持ちの方)

手続き内容

1. 資格確認書などを大津市に返還してください。※郵送手続き可
 2. 保険料の精算（納付や還付）が生じる方や未支給の療養費や高額療養費等がある場合は、相続人代表者が手続きしていただけます。
 3. 申請により葬祭を行った方（葬祭執行者・喪主）に一律 50,000 円の葬祭費が支給されます。
- ※介護保険及び後期高齢者医療からご遺族へ郵便物をお送りする場合があります。
亡くなった方の住所にどなたもいらっしゃらなくなる場合は、お送りする郵便物の送付先をご遺族の住所へ変更する申請を行うことをお勧めします。

2. 該当される場合は別途ご相談ください。

持ち物

3. 葬祭費支給申請

- ①亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書など
- ②葬祭を行ったことが確認できる書類
(葬祭の請求書、領収書や会葬御礼はがきなど)
- ③振込先の通帳
- ④手続きされる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ⑤委任状（代理人による申請の場合）

手続きができる人

2. 該当される場合は別途ご相談ください。
3. 葬祭執行者・喪主・代理人

手続き期限

1. 速やかに
2. 該当される場合は別途ご相談ください。
3. 葬祭を行った日の翌日から2年以内

窓口

本庁本館1階
保険年金課

☎ 077-528-2687

各支所

医療費助成

医療費助成を受けている方が亡くなられたとき (子ども、重度障害者等、ひとり親家庭等、65歳から74歳までの非課税世帯員)

手続き内容

1. 受給券（助成券）を大津市に返還してください。 ※郵送手続き可
2. 県外の医療機関へ受診した際の医療費支給申請 ※郵送手続き可

持ち物

2. 医療費支給申請

- ①亡くなられた方の福祉医療費受給券、重度障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券または精神科通院医療費助成券
- ②県外の医療機関へ亡くなられた方が受診された分の領収書
- ③振込先の通帳等
- ④手続きされる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ⑤委任状（代理人による申請の場合）

手続きができる人

2. 医療費支給申請

相続人または相続代表者
代理人

手続き期限

1. 速やかに
2. 医療保険の自己負担分を支払った日の翌日から5年

窓口

本庁本館1階
保険年金課

☎ 077-528-2653

各支所

老齢年金、障害年金、遺族年金を受給していた方が亡くなられたとき

手続き内容

未支給年金請求や死亡届等の手続き。

また、受給要件に該当する遺族の方は遺族年金を請求できる場合があります。

故人が生前受け取っていた年金の種別によっては、市の窓口で手続きできない場合があるため、受給要件に該当するかどうかや、お手続きに必要な書類等はお電話でお問い合わせください。

持ち物

電話でお問い合わせください。

手続きができる人

未支給年金

死亡した人と生計を同じくしていた

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹
- ⑦これら以外の3親等内の親族

遺族年金

電話でお問い合わせください。

手続き期限

時効の期間 5年

窓口

【厚生年金受給者または過去に厚生年金加入中の配偶者に扶養されていた方の死亡に関する手続き】

日本年金機構
大津年金事務所
(お客様相談室)

☎ 077-521-1126
(自動音声案内)

【国民年金（老齢、障害、遺族基礎年金）のみ受給の方の未支給年金請求及び死亡届】
※場合によっては、年金事務所を案内することがございます。

本庁本館1階
保険年金課

☎ 077-528-2752

各支所

年金の受給開始前に亡くなられた方のご遺族で各制度の受給要件に該当するとき

手続き内容

受給要件に該当するご遺族の方は遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金）、死亡一時金、寡婦年金等の請求ができる場合があります。（重複して受給することができない制度もあります。）
故人の年金加入制度履歴、納付履歴、遺族の方と故人とのご関係等によって該当する制度が異なります。該当する制度によっては、市の窓口で手続きができない場合があります。受給要件に該当するかどうかや、お手続きに必要な書類等は電話でお問い合わせください。

持ち物

電話でお問い合わせください。

手続きができる人

電話でお問い合わせください。

手続き期限

時効の期間	
遺族年金	5年
死亡一時金	2年
寡婦年金	5年

窓口

【遺族基礎年金、遺族厚生年金、死亡一時金、寡婦年金の請求手続き】

日本年金機構
大津年金事務所
(お客様相談室)

☎ 077-521-1126
(自動音声案内)

【遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金の請求手続き】

本庁本館1階
保険年金課

☎ 077-528-2752

各支所

障害基礎年金、遺族基礎年金の加算額の対象者（子）が亡くなったとき

手続き内容

加算額・加給年金額対象者不該当届または遺族年金失権届の提出が必要です。

※年金支給日とお手続きのタイミングによっては年金が過払いとなり、返還が必要となる場合もありますが、市では年金の収納業務を取り扱っておりません。返還についてのご相談につきましては日本年金機構大津年金事務所までお問い合わせください。

持ち物

- ①手続きする方の本人確認書類
- ②年金証書（無くても手続き可能です。）

手続きができる人

年金受給権者

手続き期限

【遺族年金失権届】

遺族基礎年金：失権の事由に該当した日から14日以内
 遺族厚生年金：失権の事由に該当した日から10日以内

【加算額・加給年金額対象者不該当届】

速やかにお願いします

窓口

日本年金機構
 大津年金事務所
 （お客様相談室）

☎ 077-521-1126
 （自動音声案内）

本庁本館1階
 保険年金課

☎ 077-528-2752

各支所

大津市内に土地家屋を所有する方が亡くなられたとき

手続き内容

1. 故人所有の固定資産の名義変更（相続登記）については、法務局でのお手続きが必要です。詳細は大津地方法務局へお問い合わせください。
2. 未登記家屋の名義変更については、資産税課でのお手続きが必要です。「家屋補充課税台帳登録者の変更届」をご提出ください。
3. 亡くなられてから概ね3ヶ月後に、資産税課から「現所有者申告書」の用紙を、現在の世帯主の方もしくは死亡届の届出人の方あてにお送りします。亡くなられた年の12月末日までに相続登記が完了する場合は、ご提出不要です。

持ち物

2. 未登記家屋の名義変更

- ・新しい所有者がわかる書類
(遺産分割協議書、遺言書、贈与契約書等の写し
もしくは相続関係がわかる戸籍謄本等の写し)

3. 現所有者申告書提出

- ・相続関係がわかる戸籍謄本（写）等

手続きができる人

1. 法務局へお問い合わせください。
2. 相続人等の新所有者
3. 相続人

手続き期限

1. 法務局へお問い合わせください。
2. 速やかに
3. 3ヶ月をめぐりに

登記に関するお問い合わせ

大津地方法務局

☎ 077-522-4671

窓口

本庁本館1階
税の窓口（資産税課）

☎ 077-528-2723

※家屋補充課税台帳登録者の変更届及び現所有者申告書は各支所でもご提出いただけます。

※各様式は大津市ホームページに掲載されています。

軽自動車や原付、農耕作業用車などを所有または使用されていた方が亡くなられたとき

手続き内容

車両登録の変更手続きが必要です。

- ・原動機付自転車（50cc以下、90cc以下、125cc以下、特定小型、ミニカー）、小型特殊自動車、農耕作業用車を所有または使用されていた場合
- ・上記以外の軽自動車等を所有または使用されていた場合→下記窓口へ

持ち物

- ①届出人の本人確認書類
- ②相続人と亡くなられた方との相続関係のわかる書類
（法定相続情報一覧図（法務局発行）または戸籍謄本等）
- ③廃車手続きされる場合は、ナンバープレート

手続きができる人

相続人（届出人が相続人以外の場合は、委任状が必要な場合があります。）

手続き期限

- 相続人が引き続き使用する場合
15日以内
- 所有されなくなる場合
30日以内

窓口

本庁本館1階
税の窓口（市民税課）

☎ 077-528-2707

各支所

次の車両は車両登録を
管轄する窓口で
手続きしてください。

軽自動車

軽自動車検査協会滋賀事務所

☎ 050-3816-1843

コールセンター

軽二輪
二輪の小型自動車
普通自動車

近畿運輸局滋賀運輸支局

☎ 050-5540-2064

自動車手続ヘルプデスク

亡くなられた方の口座で市税の口座振替をしていたとき

手続き内容

1. 引落口座を変更する場合

以下のいずれかでお手続きしてください。

※ 大津市税の口座振替に対応した金融機関は、大津市ホームページの「市税の納付について」をご確認ください。

(1) 金融機関窓口

新たに引落をご希望される金融機関の窓口に「大津市市税等預金口座振替依頼書」を提出してください。「大津市市税等預金口座振替依頼書」は、市内の大津市税口座振替対応金融機関や市役所、支所の窓口に置いています。郵送をご希望の場合は、収納課までご連絡ください。

(2) web 口座振替受付サービス

インターネットを利用して大津市の web 口座振替受付サービスからお手続きください。

2. 口座振替を停止する場合

収納課までご連絡ください。

持ち物

1. (1) 金融機関窓口

口座の登録印、通帳、納税通知書等、大津市市税等預金口座振替依頼書（大津市外の金融機関でお手続きされる場合）

(2) web 口座振替受付サービス

メールアドレス、通帳、宛名番号のわかる書類（納税通知書等）

2. 口座振替を停止する場合

税金の納税通知書等

手続きができる人

1. 変更後の口座名義人、相続人、親族の方
2. 相続人、親族の方

手続き期限

1. 速やかに

お手続きの時期によって、変更後の口座での引落開始日は異なります。詳しくは、大津市ホームページの「市税の納付について」をご確認ください。

2. 収納課へ速やかにご連絡ください。

窓口

本庁本館1階
税の窓口（収納課）

☎ 077-528-2728、2729

納税義務者が亡くなられたとき

手続き内容

相続人代表者の届出

持ち物

- ①相続人代表者届出書
- ②手続きする方の本人確認書類
- ③【手続きする方が亡くなられた方と別世帯の場合】
亡くなられた方の本人確認書類（マイナンバーカード等）
または、続柄のわかるもの（戸籍謄本等）

手続きができる人

相続人

手続き期限

特になし

窓口

本庁本館1階
税の窓口

市民税課

☎ 077-528-2721、2722

資産税課

☎ 077-528-2723

介護保険

介護保険被保険者証をお持ちの方が亡くなられたとき (65歳以上の方、または40歳から64歳までの方で要介護・要支援認定を受けている方)

手続き内容

1. 介護保険被保険者証等の返納
※負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの方は合わせてご返納ください。
 2. 保険料の精算（保険料納付・還付）
※亡くなられた方の保険料額変更決定通知書を後日郵送します。納付が必要な方は早めの納付をお願いします。還付手続きが必要な方には別途文書でご案内します。
 3. 要介護・要支援認定申請中の場合は、認定が必要か否かのご連絡
 4. 高額介護（予防）サービス費の支給手続き（未支給がある場合のみ）
※対象の方は、別途文書でご案内します。
- 後日送付する郵便物の送付先を変更される場合は、送付先変更申請書の提出が必要です。

持ち物

2. 保険料の精算

振込み口座の通帳の写し
(名義人・口座番号が確認できる部分)

4. 高額介護（予防）サービス費の手続き

振込み口座の通帳の写し
(名義人・口座番号が確認できる部分)

手続きができる人

1. ご家族・代理人
2. 相続人または相続人から委任されている方
3. ご家族またはケアマネジャー
4. 相続人代表者

手続き期限

1. 期限なし
2. 納付の場合：
納付書に記載の納付期限まで

還付の場合：
還付手続きについての文書が
届き次第速やかに
(2年を過ぎると
還付できなくなります。)
3. 確認後速やかに
4. 支給手続きについての
文書が届き次第速やかに
(2年を過ぎると
支給できなくなります。)

高齢福祉

緊急通報装置を利用している方が亡くなられたとき

手続き内容

1. 緊急通報装置を大津市（長寿福祉課または支所）に返還してください。
2. 担当の民生委員児童委員に緊急通報装置を返還した旨をお伝えください。担当の民生委員児童委員がわからない場合はお問い合わせください。

持ち物

固定型緊急通報装置（本体及びペンダント型押しボタン）
または
携帯型緊急通報装置（スマホ型本体及び充電器）

手続きができる人

ご家族・ご親族・後見人
それ以外の方はお問い合わせください。

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館2階
長寿福祉課

☎ 077-528-2741

高齢福祉

紙おむつ受給券の給付を受けている65歳以上の方が亡くなられたとき

手続き内容

余っている紙おむつ受給券がある場合は返還が必要です。
長寿福祉課へご確認ください。

持ち物

紙おむつ受給券

手続きができる人

指定なし

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館2階
長寿福祉課

☎ 077-528-2741

保健関係

指定難病受給者証の交付を受けた方が亡くなられたとき

手続き内容

指定難病受給者証の返却

持ち物

- ①特定医療費（指定難病）受給者証等記載事項変更届出書（様式第5号）
- ②受給者証（原本）

手続きができる人

交付を受けていた方の保護者、親族など
（特に要綱上は定められていない。）

手続き期限

有効期限まで

窓口

明日都浜大津1階
保健予防課 管理係

☎ 077-522-6766

保健関係

肝炎治療受給者証の交付を受けた方が亡くなられたとき

手続き内容

肝炎治療受給者証の返却

持ち物

- ①肝炎治療受給者証の返還届（様式第10号）
- ②受給者証（原本）

手続きができる人

交付を受けていた方の保護者、親族など
（特に要綱上は定められていない。）

手続き期限

有効期限まで

窓口

明日都浜大津1階
保健予防課 管理係

☎ 077-522-6766

保健関係

被爆者健康手帳の交付を受けた方が亡くなられたとき

手続き内容

被爆者健康手帳の返却

持ち物

- ①死亡届
- ②被爆者健康手帳（原本）
- ③手当証書（原本）※対象者のみ

手続きができる人

戸籍法の規定による死亡の届出義務者

- ・同居の親族
- ・その他の同居者
- ・家主、地主または家屋もしくは土地の管理人
- ・同居の親族以外の親族
- ・後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者

手続き期限

亡くなられてから速やかに

窓口

明日都浜大津1階
保健予防課 管理係

☎ 077-522-6766

保健関係

被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられたとき

手続き内容

葬祭料の申請

持ち物

- ①葬祭料支給申請書
- ②死亡診断書または死体検案書（写しでも可）
- ③埋火葬許可書や会葬御礼葉書など申請者が葬祭を行ったことがわかる書類（写しでも可）
- ④委任状（喪主以外が申請する場合のみ）

手続きができる人

葬祭を行った方
（遺族以外も申請可能）

手続き期限

亡くなられた日から5年まで

窓口

明日都浜大津1階
保健予防課 管理係

☎ 077-522-6766

障害

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方が亡くなられたとき

手続き内容

手帳の返還

※申告や相続等の手続きで手帳が必要な場合は、お手続き終了後にご返還ください。

持ち物

- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳

手続きができる人

親族、代理人

手続き期限

申告や相続等のお手続き終了後
速やかに

窓口

本庁本館1階
障害福祉課

☎ 077-528-2745

障害

自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 受給者証をお持ちの方が亡くなられたとき

手続き内容

受給者証の返還（紛失の場合は届出不要）

※医療費の精算が済みましたらご返還ください。

持ち物

自立支援医療受給者証

手続きができる人

指定なし

手続き期限

特になし

窓口

本庁本館1階
障害福祉課

☎ 077-528-2745

障害

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証をお持ちの方が亡くなられたとき

手続き内容

受給者証の返還（紛失の場合は届出不要）

持ち物

- ①障害福祉サービス受給者証
- ②通所受給者証

手続きができる人

指定なし

手続き期限

特になし

窓口

本庁本館 1階
障害福祉課

☎ 077-528-2696

障害

タクシー利用券、ガソリン助成券の助成を受けている方

手続き内容

タクシー利用券、ガソリン助成券の未使用分の返還

持ち物

- ①未使用のタクシー利用券
- ②未使用のガソリン助成券

手続きができる人

指定なし

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館1階
障害福祉課

☎ 077-528-2745

障害

特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給している方

手続き内容

手当の資格喪失の手続きが必要となります。
手続きの方法、必要なものについては、障害福祉課へご確認ください。

持ち物

お問い合わせください。

手続きができる人

事前に障害福祉課にご確認ください。

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館1階
障害福祉課

☎ 077-528-2745

障害

特別児童扶養手当の対象児童が亡くなったとき、 または手当を受けている方が亡くなったとき

手続き内容

手当の資格喪失（または変更）の手続き
手当を受けている方が亡くなったときは、障害福祉課へご確認ください。

持ち物

お問い合わせください。

手続きができる人

事前に障害福祉課にご確認ください。

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館1階
障害福祉課

☎ 077-528-2745

児童手当を受給している方

手続き内容

<受給者が亡くなられたとき>

- ①未支払い分（受給者が亡くなられた月まで）を対象の児童名義の口座に振り込む手続き。
 - ②未支払い分以降の児童手当を受給するための受給者変更手続き。
- ※亡くなられた方に代わってお子さまを養育される方は、受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内の申請が必要です。

<児童が亡くなられたとき>

- ①児童の住民票が津市内にある場合、戸籍の死亡届を出されていれば、児童手当に関する届出は不要です。
- ②児童の住民票が津市外にある場合、児童手当支給市区町村担当へお問い合わせください。そのほか詳しい手続きについては子育て支援給付課へお問い合わせください。

持ち物

<受給者が亡くなられたとき>

- ①支給対象児童名義の通帳
- ②未支払い分以降の児童手当を受給するための受給者変更手続き
 - (1) 請求者の個人番号（マイナンバー）確認書類
 - (2) 請求者名義の通帳
 - (3) 請求者の本人確認書類

<児童が亡くなられたとき>

- ①請求者の本人確認書類

手続きができる人

お問い合わせください。

手続き期限

<受給者が亡くなられたとき>

受給者が亡くなられた日の翌日から15日以内

<児童が亡くなられたとき>

児童が亡くなられた日の翌日から15日以内

※期限内に手続きができない場合は、お問い合わせください。

窓口

本庁新館1階
子育て支援給付課

☎ 077-528-2804

各支所

児童扶養手当を受給している方

手続き内容

<受給者が亡くなられたとき>

未支払い分（受給者が亡くなられた月まで）の児童扶養手当について、対象児童名義の口座に振り込む手続きが必要となります。

今後、児童を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。

詳しくは子育て支援給付課へお問い合わせください。

<児童が亡くなられたとき>

額改定届や資格喪失届の提出が必要となります。受給状況により、必要な届出が異なる場合があります。

持ち物

<受給者が亡くなられたとき>

- ①対象児童名義の通帳
- ②児童扶養手当証書

<児童が亡くなられたとき>

- ①児童扶養手当証書

手続きができる人

お問い合わせください。

手続き期限

<受給者が亡くなられたとき>

受給者が亡くなられた日の翌日から
14日以内

<児童が亡くなられたとき>

児童が亡くなられた日の翌日から
14日以内

※期限内に手続きができない場合は、お問い合わせください。

窓口

本庁新館1階
子育て支援給付課

☎ 077-528-2686

子育て

保育所等に入所している子どもの保護者が亡くなられたとき

手続き内容

認定や保育料について、変更等の手続きが必要な場合がございます。
詳しくはお電話でお問い合わせください。

持ち物

お問い合わせください。

手続きができる人

お問い合わせください。

手続き期限

お問い合わせください。

窓口

本庁別館1階
保育入所課

☎ 077-528-2746

子育て

幼児教育・保育の無償化の制度を利用している子どもの保護者が亡くなられたとき

手続き内容

幼児保育・保育の無償化とは、幼稚園や保育施設等を利用され、保育の必要性の認定を受けた方において、保育料（全部または一部）等が無償となる制度です。認定について、変更等の手続きが必要な場合がございます。詳しくはお電話でお問い合わせください。

持ち物

お問い合わせください。

手続きができる人

お問い合わせください。

手続き期限

お問い合わせください。

窓口

本庁別館1階
保育入所課

☎ 077-528-2746

市立児童クラブに通所している児童の保護者が亡くなられたとき

手続き内容

登録内容の変更届が必要です。

保育料等の減免を希望される場合は、申請が必要です。

※いずれの様式も、児童クラブ課、各市立児童クラブ、市ホームページで入手できます。

※詳しくはお電話でお問い合わせください。

持ち物

特にありません。

手続きができる人

指定なし

手続き期限

速やかに

窓口

本庁別館1階
児童クラブ課

☎ 077-528-2776

各市立児童クラブ

子育て

就学援助費を受給している方

手続き内容

変更に関する届出が必要です。

持ち物

変更後の保護者名義の通帳の写し
(学校長口座へ振込を希望する場合は必要ありません。)

手続きができる人

保護者

手続き期限

お問い合わせください。

窓口

本庁別館2階
学校教育課

☎ 077-528-2967

各支所、在学中の小中学校
郵送（特定記録郵便のみ可）

子育て

市立小中学校に入学した子どもの保護者が亡くなり、養育者が子どもを引き取ったことにより子どもの住所が変わったとき

手続き内容

就学指定校変更の届出が必要な場合があります。詳しくはお電話でお問い合わせください。

持ち物

お問い合わせください。

手続きができる人

養育者

手続き期限

お問い合わせください。

窓口

本庁別館2階
学校教育課

☎ 077-528-2967

市営霊園

大津市営堅田霊園の使用者が亡くなったとき

手続き内容

墓地の承継の届出

持ち物

- ①墓地使用許可証（紛失された場合は不要）
- ②承継者の住民票記載事項証明書（世帯全員分、本籍記載不要）
- ③承継者の戸籍（除籍）謄本（現使用者と承継者の続柄が判別できるもの）

手続きができる人

現使用者の親族（原則2親等まで。配偶者、子、孫、兄弟）
※2親等以内に承継者がいない場合、甥、姪でも可能。

手続き期限

速やかに

窓口

本庁本館1階
戸籍住民課 施設管理係

☎ 077-528-2702

愛犬

犬を飼っている方が亡くなったとき

手続き内容

犬の所有者（飼い主）の変更手続きが必要です。
犬が市外へ転出する場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。

持ち物

犬の登録事項変更届

手続きができる人

犬の所有者（飼い主）の家族

手続き期限

速やかに

窓口

動物愛護センター

☎ 077-574-4601

電子申請可

市営住宅

市営住宅にお住まいの方が亡くなられたとき

手続き内容

- ①名義人が亡くなり、市営住宅を退去する場合
・明渡し手続き
- ②名義人が亡くなり、ご家族の方が引き続き入居する場合
・承継承認手続き
- ③入居されているご家族の方が亡くなられた場合
・同居者異動届の提出

持ち物

- ①市営住宅明渡届
退去月の家賃（現金払い）
- ②入居承継承認申請書
名義人との続柄がわかる戸籍謄本、住民票
- ③異動届
異動の事実がわかる戸籍謄本、住民票

手続きができる人

- ①同居者（単身入居者の場合は相続人）
- ②配偶者、3親等以内の親族
入居してから1年以上居住している者 または
入居当時の同居者
※詳しくは管理センターへお問い合わせください。
- ③名義人（同居者でも可）

手続き期限

速やかに

窓口

【指定管理者】
大津市営住宅管理センター

☎ 077-548-8951

廃棄物

ごみ出し支援戸別収集サービスを利用されている方が亡くなられたとき

手続き内容

65歳以上の高齢者または障害のある方で、利用していた方は利用中止の手続きが必要です。

<提出するもの>

大津市ごみ出し支援戸別収集サービス中止（休止）届

持ち物

大津市ごみ出し支援戸別収集サービス中止（休止）届

手続き期限

できるだけ速やかに

手続きができる人

ご家族の方
ケアマネジャー

窓口

本庁新館3階
廃棄物減量推進課

☎ 077-528-2802

廃棄物

ご家庭で不要となった物の処分について

手続き内容

市が収集に何う戸別有料収集か、処理施設への持ち込みをご利用ください。
いずれもごみコールセンターへの事前予約が必要です。

お住まいの地域によって、搬入施設が異なります。

○持ち込み、収集には条件があります。詳しくはごみコールセンターまたは廃棄物減量推進課へお問い合わせください。

持ち物

特になし

手続き期限

特になし

手続きができる人

ご家族の方

窓口

ごみコールセンター
(戸別収集、持ち込みの予約)

☎ 077-528-2761

本庁新館3階
廃棄物減量推進課

☎ 077-528-2802

浄化槽をご利用の方が亡くなられたとき

手続き内容

亡くなられた方が所有していた物件に浄化槽の設置があり、浄化槽の管理者であった場合、以下の書類の提出が必要になります。

- (1) 浄化槽の管理者の名義変更をする場合 … 浄化槽管理者変更報告書
- (2) 浄化槽を廃止される場合 … 浄化槽使用廃止届出書
- (3) 浄化槽の使用を休止される場合 … 浄化槽管理者変更報告書、浄化槽使用休止届出書

<補足>

- 所有していた物件 … 住宅、別荘、貸家・賃貸物件など
- 申請書式はホームページにも記載しています。
- ご不明な点がございましたら、廃棄物減量推進課へお問い合わせください。

持ち物

特になし

※事前にご記入されている場合は、各報告・届出書類をご持参ください。

手続きができる人

- ・新しく浄化槽管理者となる方
- ・ご家族の方

手続き期限

できるだけ速やかに

窓口

本庁新館3階
廃棄物減量推進課

☎ 077-528-2802

※電子申請でも承っております。

水道・下水道・ガス

水道、公共下水道、ガス（大津市企業局から料金請求のあるものに限る） のご契約者（ご使用者）の方が亡くなられたとき

手続き内容

中止（閉栓）届、使用者名義変更届、料金支払い方法の変更が必要となる場合があります。
お問い合わせについては、企業局お客様センターまでお問い合わせください。

持ち物

- ①ご使用番号を確認できるもの（できれば）
- ②手続きに来られる方の本人確認書類

手続きができる人

ご家族の方
（ご家族以外の方については要相談）

手続き期限

できるだけ速やかに

窓口

本庁新館1階
企業局お客様センター

☎ 077-528-2603

※中止（閉栓）届は
LINEでも手続きができます。
詳しくは、大津市企業局
ホームページをご覧ください。

市内にある農地の所有者が亡くなられたとき

手続き内容

法務局への相続登記終了後に、農業委員会へ相続の届出。
(農地法第3条の3の規定による届出)

持ち物

手続きをされる方の本人確認書類（運転免許証など）
※届出様式は、農業委員会事務局のホームページに掲載しているほか、農業委員会事務局にもあります。

手続きができる人

農地を相続した人
(代理人が手続きに来られる場合は、代理の承諾書の添付が必要です。)

手続き期限

相続登記終了後速やかに

窓口

本庁新館6階
農業委員会事務局

☎ 077-528-2680

森林

市内にある森林の所有者が亡くなられたとき

手続き内容

法務局への相続登記終了後に、農林水産課へ届出が必要です（森林法第 10 条の7の2第1項の規定による届出）。

※届出が必要となる森林は、滋賀県が定める地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。地域森林計画の図面は、滋賀県ホームページで確認することができます。

持ち物

- ①森林の土地の所有者届出書
 - ②当該土地の位置を示す地図（写し可）
公図や地積測量図の写し、インターネットで無料提供されている地図におおまかな位置を記入したもの等
 - ③当該土地の権利を取得したことがわかる書類（写し可）
登記事項証明書、遺産分割協議書、登記済証の写し等
- ※届出書の様式は、農林水産課のホームページに掲載しているほか、農林水産課窓口でもお渡しできます。

手続きができる人

森林の土地を相続された方

手続き期限

相続登記終了から90日以内

窓口

本庁別館3階
農林水産課
(郵送可)

☎ 077-528-2757

各支所

利用者登録をしていた方が亡くなられたとき

手続き内容

1. 利用者カードをお返してください。その際に、亡くなられたことをお伝えください。
2. 本を借りている場合は、速やかにご返却をお願いします。
3. 借りていた本を紛失・破損された場合は、弁償していただく場合があります。

持ち物

- ・利用者カード
- ・借りておられた本・雑誌・CD・DVD など

手続きができる人

親族、後見人など

手続き期限

できるだけ速やかに

窓口

大津市立図書館（本館）

☎ 077-526-4600

北図書館

☎ 077-574-0145

和邇図書館

☎ 077-594-2050

南郷分館

☎ 077-533-0292

※最寄りの図書館にお尋ねください。

119 番通報

火災や救急の119番緊急通報(Net119、eメール119、FAX119)に登録している方が亡くなられたとき

手続き内容

亡くなられた方が、緊急通報のためNet119、eメール119、FAX119の登録者であった場合、それぞれ登録廃止等の手続きが必要です。

<提出するもの>

- ・Net119 緊急通報システム登録等申請書
- ・FAX119 番/eメール119 番通報利用申請書

持ち物

代理人（申請者）の本人確認書類（免許証など）

手続きができる人

登録者の代理人

手続き期限

できるだけ速やかに

窓口

本庁新館3階
消防局 通信指令課

☎ 077-522-0119

市民相談

法律相談（予約制）

相談内容

相続、離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題など

相談員

弁護士

相談日・時間

第1～4水曜日 9時～12時、13時～16時

（偶数月のみ第3週は開催なし）

第1・3金曜日 9時～12時、13時～16時

相談場所

明日都浜大津 4階

申込方法（定員）

その週の月曜日9時から
電話受付

（各日先着12名）

窓口

市民活動推進室

☎ 077-528-2666

女性のための法律相談（予約制）

相談内容

相続、離婚、親権、養育費、金銭問題、借地借家問題など

相談員

女性弁護士

相談日・時間

第1・3火曜日 13時～16時

第2・4火曜日 9時～12時

相談場所

明日都浜大津 4階

申込方法（定員）

相談日の前週火曜日9時から
電話受付

（各先着6名）

窓口

市民活動推進室

☎ 077-528-2666

市民相談

税務相談、登記相談、行政書士相談、建築相談、不動産相談、境界問題相談、公証人相談（予約制）

相談名	相談内容	相談員	相談日	申込方法等
税務相談	所得税、譲渡税、贈与税、相続税など	税理士	第1・3・5月曜日 第4月曜日(11～2月)	相談日の当日 午前10時から 電話受付 (各先着6名)
登記相談	土地や建物の登記、 相続登記など	司法書士・ 土地家屋 調査士	第2木曜日	
行政書士 相談	遺言、相続、自動車（登録・ 車庫証明）などの行政手続相 談など	行政書士	第2金曜日	
建築相談	新築、増・改築、リフォーム、 バリアフリー、耐震などの住 まいに関する相談など	建築士	第3木曜日	
不動産相談	不動産売買、土地賃貸借、 有効的な土地活用など	不動産 鑑定士	第4木曜日	
境界問題 相談	土地境界に関する悩み、 疑問など	認定土地 家屋調査士	第4金曜日	
公証人相談	遺言、任意後見、離婚協議書 等の公正証書作成手順など	公証人	第4金曜日	
相談時間 13時～16時 相談場所 ・明日都浜大津 4階 ・公証人相談は大津公証役場			窓口 市民活動推進室 ☎ 077-528-2666	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

市役所以外で行う主な手続き一覧

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

対象	手続き内容	要件・対象者	問い合わせ先
相続に関する手続き	<p>相続を原因として、土地・建物の名義を変えるには、相続登記の申請をする必要があります。</p> <p>ご自身で相続登記申請をする場合は、大津地方法務局の登記手続案内窓口（予約制）をご利用ください。</p> <p>なお、登記に係る相談及び申請の代理については、司法書士に依頼することも可能です。</p>	土地・建物を所有していた方が亡くなられたとき	<p>大津地方法務局 不動産登記部門 ☎ 077-522-4671（代表）</p> <p>※手続についての詳しい内容は、法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html をご覧ください。</p> 
	<p>相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たす場合、土地を手放して、国庫に帰属させることが可能となります。手続のご利用について相談を希望される方は、法務省ホームページで制度全体の概要をご確認いただき、インターネットでの事前予約をお願いします。</p>	相続によって土地を取得された方	<p>大津地方法務局 不動産登記部門 ☎ 077-522-4671（代表）</p> <p>※手続についての詳しい内容は、法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html をご覧ください。</p> 
	<p>法定相続情報証明一覧図を取得・利用することで、相続登記のほか、税務署、銀行などにおける各種相続手続で戸籍書類一式の提出が省略可能となります。</p>	相続に関する様々な手続きをするとき	<p>大津地方法務局 不動産登記部門 ☎ 077-522-4671（代表）</p> <p>※手続についての詳しい内容は、法務局ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html をご覧ください。</p> 

対象	手続き内容	要件・対象者	問い合わせ先
<p>遺言書</p>	<p>亡くなられた方が、遺言書を法務局に預けていることがわかっている場合は、相続人等は、遺言書情報証明書の交付請求及び遺言書の閲覧請求をすることができます。</p> <p>亡くなられた方が、遺言書を法務局に預けているかどうかわからない場合は、法務局に遺言書保管事実証明書の交付請求をすることで、遺言書の保管の有無を確認できます。</p> <p>< 請求の種別 > 遺言書の閲覧の請求（モニター） 手数料：1回につき 1,400 円 遺言書の閲覧の請求（原本） 手数料：1回につき 1,700 円 遺言書情報証明書の交付請求 手数料：1通につき 1,400 円 遺言書保管事実証明書の交付請求 手数料：1通につき 800 円</p>	<p>法務局に遺言書を保管している方が亡くなられたとき</p> <p>遺言書が法務局に保管されているかどうかわからない場合</p>	<p>大津地方法務局供託課 ☎ 077-522-4831</p> <p>※各種手続きについての詳しい内容は、法務局ホームページ http://houmukyoku.moj.go.jp/otsu/page000001_00064.html をご覧ください。</p> <p>大津地方法務局ホームページ 二次元コード</p> 
	<p>遺言書（公正証書遺言を除く）の保管者または発見した相続人</p> <p>遺言書の保管者は、遺言者が亡くなられたあと遅滞なく、家庭裁判所に遺言書の検認を請求しなければなりません。遺言書を発見した相続人も同様です。</p>	<p>遺言書の保管者 または 発見した相続人</p>	<p>大津家庭裁判所 家事受付係 ☎ 077-503-8154</p>

市役所以外で行う主な手続き一覧

対象	手続き内容	要件・対象者	問い合わせ先
国税	<p>相続税の対象となる資産をお持ちでしたか →相続税の手続き</p> <p>亡くなられた方に確定申告の対象となる収入などがありましたか →所得税・消費税の申告等</p>	<p>相続税の対象となる資産をお持ちの方</p> <p>税の申告対象となる収入をお持ちの方</p>	<p>国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901</p> <p>→音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する（所得税は「1」、相続税は「3」、消費税は「5」）。</p>
普通自動車 軽二輪 二輪の小型自動車	<p>相続の際に移転登録（名義変更）手続きが必要です。 自動車検査証をご用意の上、右記自動車 手続ヘルプデスクにご相談ください。</p>	<p>普通自動車等を所有されていた方が亡くなられたとき</p>	<p>近畿運輸局滋賀運輸支局 自動車手続ヘルプデスク ☎ 050-5540-2064</p> <p>→音声案内後に以下の番号を選択 037（オペレーター）</p>
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・次の3月末日までに近畿運輸局滋賀運輸支局で名義変更または廃車の手続き（普通自動車の手続き）が必要です。 ※普通自動車の手続きを行えば、自動車税も連動して変更されますが、手続きを行わない場合、納税通知書が送付されないことがあります。 ・身体障害者の方に対する自動車税の減免を受けられているお車で、身体障害者の方ご本人が亡くなられた場合は、自動車税事務所までご連絡をお願いします。 	<p>普通自動車を所有されていた方が亡くなられたとき</p>	<p>滋賀県自動車税事務所 ☎ 077-585-7288 →音声案内に従い、「6」を押してください。</p>
軽自動車	<p>名義変更及び廃車等の手続きが必要です。</p>	<p>四輪・三輪またはトレーラーの軽自動車をお持ちの方が亡くなられたとき</p>	<p>軽自動車検査協会 滋賀事務所 住所：滋賀県守山市木浜町 2298 番地の 3 ☎ 050-3816-1843 （コールセンター）</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

対象	手続き内容	要件・対象者	問い合わせ先
<p>運転免許証の返納 (マイナ免許証の抹消)</p>	<p>ご家族の方に返納または、マイナ免許証の場合は記録の抹消をしていただく義務はありません。 ただし、有効期限が満了していない場合には、高齢者講習のお知らせ、更新連絡書等の通知が届くことになります。 通知の停止を希望される場合は、返納等の手続きをしてください。</p> <p>< 持ち物 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の運転免許証 ・亡くなられた方がマイナ免許証を保有されていた場合はマイナンバーカード ・亡くなられたことを証する書類 (死亡診断書の写し等) ・申請に来られる方の本人確認書類 (運転免許証等) 	<p>運転免許証(マイナ免許証を含む)をお持ちの方が亡くなられたとき</p>	<p>滋賀県内各警察署 平日午前 8 時 30 分～ 午後 4 時 30 分 (正午～午後 1 時を除く) または 運転免許センター(守山市) 平日午前 8 時 30 分～ 午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)</p> <p>☎ 077-585-1255</p>
<p>犯罪被害給付制度</p>	<p>殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。</p>	<p>犯罪被害者の遺族</p>	<p>滋賀県警察本部 平日午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分 ☎ 077-522-1231</p>
<p>パスポート</p>	<p>パスポート(旅券)をお持ちの方が亡くなられたときは返納をお願いします。</p>	<p>パスポートをお持ちの方</p>	<p>滋賀県パスポートセンター ☎ 077-527-3323</p>
<p>雇用保険</p>	<p>雇用保険の基本手当等[※]を受給中に受給資格者本人が亡くなられた場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が、死亡の前日までの基本手当等の支給を受けることができる場合があります。詳しくはお住まいの管轄のハローワークまでお問い合わせください。</p> <p>※雇用継続給付、育児休業等給付の場合は勤務先へお問い合わせください。</p>	<p>雇用保険の受給中だった方の遺族</p>	<p>大津公共職業安定所 雇用保険給付課 ☎ 077-522-3773 (11#)</p> <p>雇用保険適用課 ☎ 077-522-3773 (21#)</p>

亡くなられた方の戸籍について

1 各種手続きで使う戸籍（除籍）謄本・抄本について

亡くなられた方の名義である預貯金、土地登記等相続に関する手続きのため死亡の記載がある戸籍（除籍）謄本・抄本などが必要になる場合があります。

その際一般的に使用する戸籍の証明書に関する用語についてご説明します。

用語	説明
本籍	戸籍を置いてある場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている人です。 亡くなくても変更はされません。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などで戸籍から除かれることです。 全員が除かれた状態の戸籍の証明書を除籍謄本・抄本といいます。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
戸籍の附票の写し	戸籍に記載されている方の生年月日、性別、住民登録地及び住所を定めた日が記載されています。（生年月日及び性別は、令和4年1月10日以前に除かれた方には記載されません。）
戸籍謄本 (全部事項証明)	戸籍の記載内容のすべてを証明したものです。
戸籍抄本 (個人事項証明)	戸籍の記載内容の個人を証明したものです。

2 生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍について

出生の届出をして戸籍に記載されてから死亡の届出をして除籍されるまでの戸籍のことです。多くの方は、婚姻、転籍、戸籍の改製などを経て複数の戸籍がつけられていることがあります。相続などの手続きでは、法定相続人調査のため亡くなられた方の生まれてから亡くなるまでの連続した戸籍が必要となる場合があります。（戸籍、除籍、改製原戸籍 等）

3 戸籍の請求方法について

まずは、本籍を確認してください。

- ・戸籍の請求には「本籍」と「筆頭者」を請求書に記入する必要があります。
- ・戸籍には、1つ前の戸籍の「本籍」と「筆頭者」が記載されているため、死亡時の本籍を確認し、1つずつ遡って戸籍を請求するのが一般的です。
- ・本籍がわからない場合は、請求者本人の戸籍から遡って確認するなどの手続きが事前に必要となります。ご不明な場合は、お近くの市区町村の戸籍を取り扱っている部署にお尋ねください。

↓

【市区町村窓口が開いている時間帯に、亡くなられた方の配偶者・子や孫・父母などが、お近くの市区町村窓口にご来庁いただける場合】

請 求 者：亡くなられた方の配偶者、直系卑属（子や孫）、直系尊属（父母や祖父母）

請 求 場 所：お近くの市区町村役場の戸籍取り扱い窓口

請求できる戸籍：出生から死亡まで、全国の本籍地の戸籍がご請求いただけます。

※謄本（全部事項証明）のみ請求可能。

抄本（個人事項証明）、戸籍の附票は請求できません。

本人確認書類：官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証など

【上記の請求方法が難しい場合】

(例)・平日、窓口にご来庁が難しい場合

- ・亡くなられた方の配偶者・子や孫・父母以外の相続人が請求される場合
- ・官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合
- ・代理人が請求される場合 など

戸籍の本籍地ごとに、本籍地自治体へ請求する必要があります。

いずれの本籍地自治体も、窓口での請求と郵送での請求ができます。

戸籍の請求は、法令上、請求できる方が限定されているため、請求方法等もあわせて、詳細は、各本籍地自治体にお尋ねください。

大津市への窓口請求

本庁戸籍住民課または支所で、平日午前9時～午後5時のみご請求いただけます。

配偶者及び直系尊属卑属以外の方が請求される際には別途資料等が必要になる場合があります。事前に、戸籍住民課へお尋ねください。

大津市への郵送請求

次ページの請求書をご利用ください。他自治体への請求にもご利用いただけます。

必要なもの等を、事前に戸籍住民課へお尋ねいただければご案内します。



※大津市への請求方法は、市のホームページにも掲載していますのでご参照ください。

※自分の戸籍を請求される場合は、いずれの方法でもご請求いただけます。

戸籍請求についてのお問い合わせ先：大津市戸籍住民課 電話：077-528-2731

戸籍関係証明書 交付請求書(郵便請求用)

(あて先)

長

年 月 日

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

請求者	住所	〒		
	フリガナ	大正・昭和・平成・西暦		
	氏名	(※)	生年月日	年 月 日
	電話番号(昼間必ず連絡のつくところ)		— —	
どなたの証明書が必要ですか?		<input type="checkbox"/> 請求者本人 <input type="checkbox"/> 本人以外：氏名 () ↳ その方から見た、あなた(請求者)の続柄を教えてください。 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父・祖母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 () ➡ ※委任状が必要な場合があります		
本籍		大津市 ※番地まで記載してください		
筆頭者氏名 (戸籍の最初にかかっている人)		※筆頭者は亡くなられても変わりません		
最近届出をされた方はご記入ください。		届出日： 年 月 日 届出先： () 市・区・町・村 届出の種類： <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用目的および提出先		<input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 相続登記 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他(具体的に) () 提出先【 】		
▼必要な証明書および通数		1通あたりの手数料		
戸籍	謄本(全部事項証明書)	通	450円	➡ 相続手続で戸籍を請求される場合はご記入ください。 亡くなられた方の氏名： () 亡くなられた日： 年 月 日
	抄本(個人事項証明書)	通	450円	
除籍	謄本(全部事項証明書)	通	750円	▼必要なものにチェックを入れ、通数を記入してください。 <input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍(除籍) () 通 <input type="checkbox"/> 出生から死亡(最新)までの記載がある戸籍 () 組 <input type="checkbox"/> 婚姻から死亡(最新)までの記載がある戸籍 () 組
	抄本(個人事項証明書)	通	750円	
改製原戸籍	謄本	通	750円	※連続した戸籍をご請求される場合、戸籍が複数になることがあります。手数料を多めに同封いただきますと、余った場合は小為替にて返送させていただきます。
	抄本	通	750円	
戸籍の附票	謄本(全部証明書)	通	300円	➡ 戸籍の附票に記載が必要な住所があればご記入ください。
	抄本(一部証明書)	通	300円	
記載が必要な項目にチェックしてください。※チェックがなければ省略します→ <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人情報				
身分証明書		通	300円	<用語について> 筆頭者…戸籍の一番最初に記載がある人のこと。 謄本…そこに記載されている全員の事項を証明するもの。 抄本…そこに記載されている個人もしくは数人分の事項を証明するもの。 除籍…転籍や死亡などによって、その戸籍の構成員が誰もいなくなった状態の戸籍のこと。 原戸籍…戸籍の形式を変更する法律の改正によって閉鎖された古い形式の戸籍のこと。 附票…その戸籍が作られた時点からの住所の履歴を記録したもの。
独身証明書		通	300円	
受理証明書：() 届 届出年月日(年 月 日)		通	350円	
届書写：() 届 届出年月日(年 月 日)		通	350円	
		通		
(連絡事項)				

※次ページの注意書きを必ずお読みください。

戸籍謄抄本や身分証明書は、郵送で交付請求ができます。

<請求に必要なもの>



①請求書（前ページの用紙です）

- ・請求者の住所（住民登録地）、氏名、生年月日、電話番号は必ず全てご記入ください。特に、**電話番号は昼間連絡がつく番号を必ず記入**してください。携帯電話、お勤め先でも結構です。連絡がつかない場合、処理が滞ることがあります。
- ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）を特定してから請求してください。戸籍の表示がわからない場合には、本籍が記載された住民票などで確認することができます。



②手数料

手数料は、郵便定額小為替、普通為替、または現金（現金書留）を同封してください。切手での取扱いはできません。手数料は市区町村によって異なります。あらかじめ、請求される市区町村へお問い合わせください。大津市の場合はホームページでもご確認いただけます。
※郵便定額小為替、普通為替はゆうちょ銀行または郵便局の窓口で購入できます。



③請求者の本人確認書類の写し

請求者の本人確認書類として、マイナンバーカード、自動車運転免許証などのコピーを同封してください。（住所や氏名など券面の内容に変更がある場合は、最新の情報も確認できるようにコピーしてください。）



④返信用封筒

請求書記載の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。
（お急ぎの場合は、別途速達手数料分の切手も貼ってください。）

★戸籍関係の証明書は、請求者の住民登録地でないと送付できません。

（本人確認書類に記載されている住所地のみとなります。）

<請求先>

戸籍関係の証明書は、郵便請求の場合、**本籍をおいている市区町村**で発行します。上記請求に必要なもの①～④を同封のうえ、当該市区町村へ送付してください。（大津市以外に請求する場合は、請求先の市区町村にお問い合わせください。）

入れ忘れがないか再度確認を！



大津市に請求する場合は下記へ送付してください。

〒520-8575 大津市役所 戸籍住民課 宛

（※専用郵便番号につき住所記載不要）

<ご注意>

- ・証明書がお手元に届くまで、1週間程度かかる場合があります。お急ぎの方は速達をご利用ください。
- ・大津市の戸籍及び戸籍の附票は、平成14年6月15日付（旧志賀町は平成17年2月26日付）で電算化による改製を行っております。電算化以前の戸籍の附票については、保存年限経過のため交付できませんのでご了承ください。
- ・第三者が他人の証明書を請求する場合は、使用目的を詳細に記入し疎明資料を添付してください。
※証明書の種別によっては、請求に応じられません。
※プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求には応じられません。
※偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

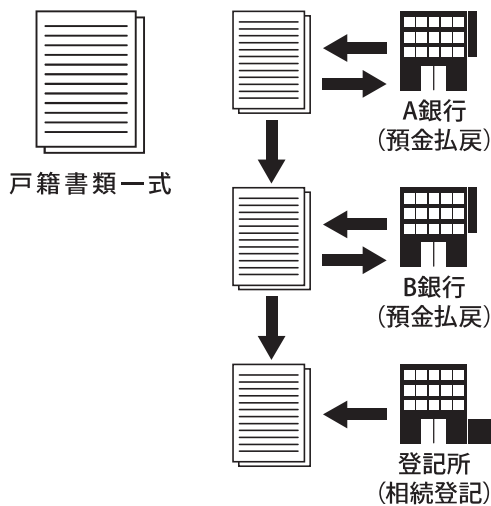
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

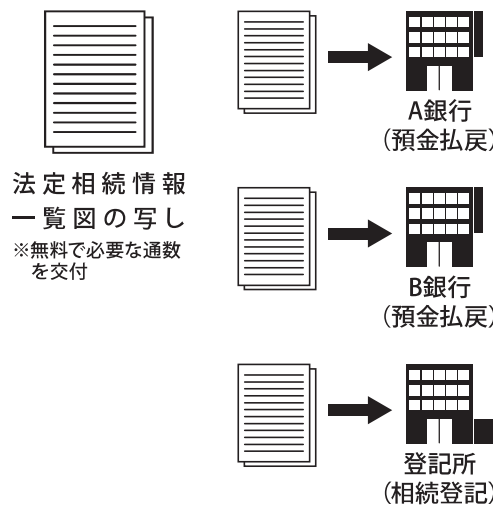
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

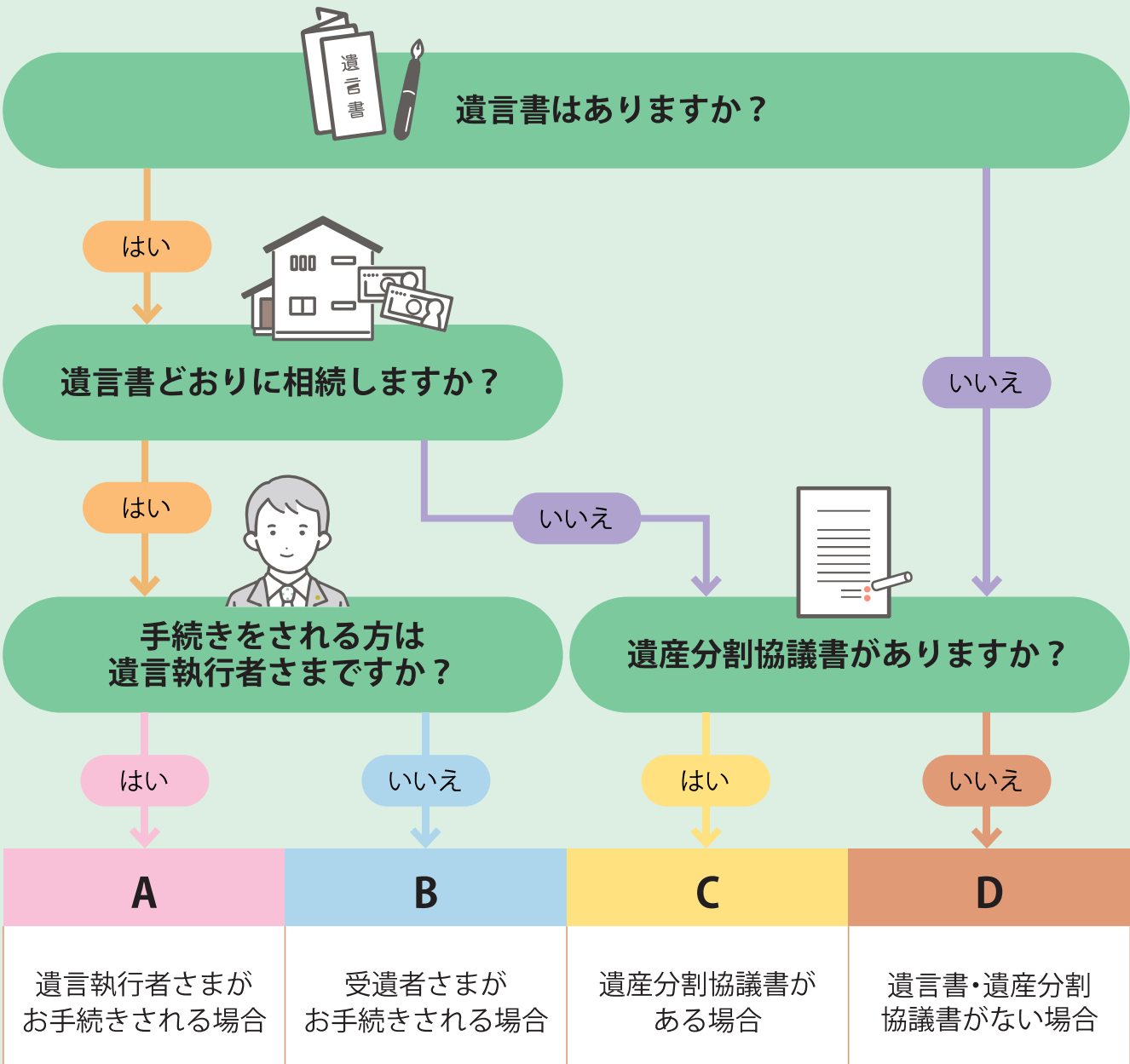
その他

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村→49ページ参照
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用 されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村→49ページ参照
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO



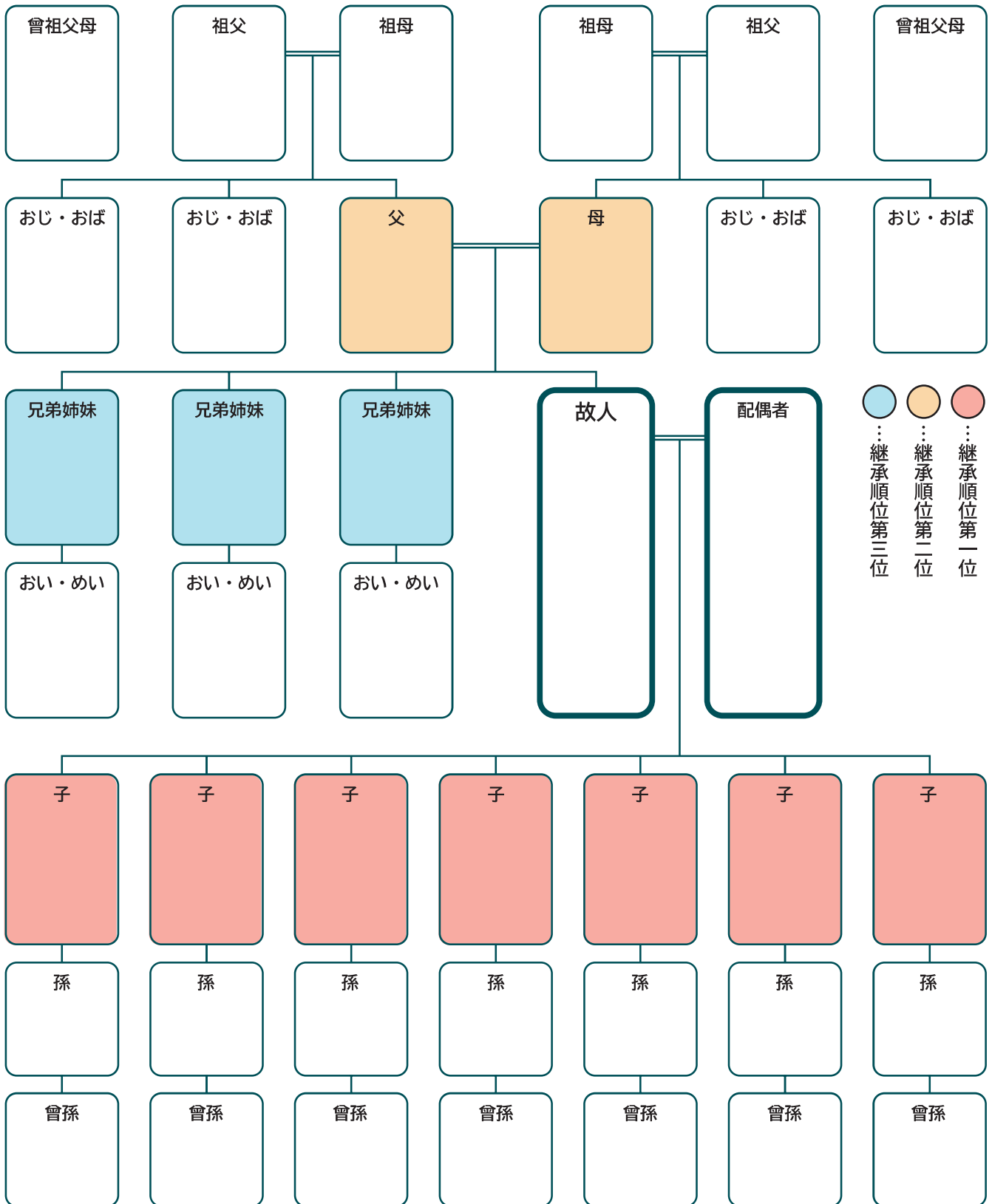
ご遺族メモ／家系図（3等以内の親族）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

その他



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらおう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局へお問い合わせください。

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を大津市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。



冊子デザインの山桜は、大津市の「市の木」として指定されています。

発行 大津市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行日 2026年5月作成